

山梨県公立大学法人評価委員会 第4回委員会 次第

日 時 平成22年3月17日(水)

午後1時30分から

場 所 県立大学飯田キャンパス2階大会議室

開 会

1 総務部次長あいさつ

2 委員長あいさつ

3 議 題

(1) 公立大学法人山梨県立大学の中期目標について

資料1 公立大学法人山梨県立大学中期目標(案)

資料2 公立大学法人山梨県立大学中期目標(案)新旧対照表

(2) 公立大学法人山梨県立大学の中期計画について

資料3 公立大学法人山梨県立大学中期計画(素案)

資料4 公立大学法人山梨県立大学中期計画(素案)新旧対照表

資料5 公立大学法人山梨県立大学中期目標(案)と中期計画(素案)との対比表

(3) 公立大学法人山梨県立大学の業務方法書について

資料6 公立大学法人山梨県立大学業務方法書について

(4) 公立大学法人山梨県立大学の役員報酬等について

資料7 公立大学法人山梨県立大学役員の報酬及び退職手当の基準について

(5) その他

資料8-1~3 意見書(案)

閉 会

公立大学法人山梨県立大学 中期目標（案）

はじめに

山梨県立大学は、県立女子短期大学を改組転換するとともに、県立看護大学と統合し、国際政策・人間福祉・看護の3学部と看護学研究科からなる4年制大学として、平成17年4月に開学した。

建学の理念を「グローバルな知※1の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」とし、教育研究や地域研究交流センターを核とした地域貢献の各分野で着実に成果を挙げつつある。

山梨県立大学は県民の強い期待と支援のもとに成り立つ公立大学として、地域の産業振興や保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、地域社会の発展に寄与するという大きな使命を有するとともに、山梨県から日本へ、さらに世界への貢献を目指していくものである。

山梨県は、山梨県立大学が自主・自律性を確保した大学運営のもと、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、将来にわたって県民の期待に応える個性豊かな魅力ある大学づくりを推進するよう、平成22年4月に地方独立行政法人へ移行させ、ここに、平成27年度までの中期目標を定める。

（基本的な目標）

1 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成

更なる教育の質の向上を図り、グローバルな視野で現実をとらえながら、主体的に考え行動できる、社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。

2 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献

全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を推進するとともに、大学の知的資源や研究成果の社会への還元を積極的に行うことにより地域の発展に貢献することを目指す。

3 自主・自律的な大学運営の推進

理事長のリーダーシップの下、より効果的・機動的な運営組織の構築や柔軟で弾力的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自主・自律性を確保した健全な大学運営を目指す。

※1 グローバルな知：Global+Local、地球的と地域的、総合的と個別的な視点を兼ね備えた知。

第1 中期目標の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士課程

自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部が行う専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。

その一環として、学部ごとに必要な到達目標を定め、教育成果の向上を図る。

(ア) 国際政策学部

国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。

(イ) 人間福祉学部

人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ※2」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。

(ウ) 看護学部

看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。

イ 大学院課程

看護学研究科では、看護学の理論及び応用を教授研究し、健康と福祉の向上に寄与する高度専門職業人、看護学教育者、看護学研究者を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 学士課程

(ア) 入学者の受け入れ

建学の理念や学部ごとの教育目標を達成するにふさわしい資質を持った学生を受

※2 福祉コミュニティ：地域の自然と文化の恵みを大切にしながら、性差別・障害の有無による差別・年齢差別など、人と人を分け隔てる様々なバリアを取り払い、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重し、自ら地域に役立つ「個」として向上させつつ、相互連携のために努力し合う心豊かな地域社会。

け入れることを基本とし、学部の特性を踏まえた入学者選抜を実施する。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

教育の成果に関する目標を効果的に達成するため、総合的かつ体系的な教育課程を編成し、教育内容の充実を図る。

教養教育については、豊かな人間性等を形成するための教育を推進するとともに、コミュニケーション能力や情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図る。

専門教育については、各学部の教育目標や特色を生かした教育を推進する。

地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行い、世界をフィールドに活躍できる人材育成を目指す。

3学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、他大学との連携により学生の多様な教育機会の確保を図る。

(ウ) 成績評価等

授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。

イ 大学院課程

(ア) 入学者の受け入れ

建学の理念や大学院課程の目標を達成するにふさわしい資質を持った学生を受け入れることを基本とし、社会人学生の受け入れについても積極的に対応する入学者選抜を実施する。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。

(ウ) 成績評価等

授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の配置

教育の成果に関する目標を効果的に達成するために適切な教職員の配置を行うとともに、学部を越えた教育連携や学外の人材の活用を進める。

学内の国際化を進めるため、外国人教員の比率を向上させる。

イ 教育環境の整備

学生の学習意欲や教育効果の向上を図るため、学生の学習環境を適切に整備する。

ウ 教育の質の改善

より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を活性化させるとともに、教員の教育活動を定期的、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。

(4) 学生への支援に関する目標

ア 学習支援

学生が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を整備する。学生の自主的な学習を促進するための仕組みを充実する。

イ 生活支援

学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。

経済的理由による授業料の減免について制度化する。

ウ 就職支援

学生の就職支援は大学の重要な責務であるとの認識の下、全学挙げて、就職支援体制を強化することにより就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。

エ 多様な学生に対する支援

外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生などに対する支援体制を充実する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

ア 目指すべき研究の方向と水準

公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組み、各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保する。

イ 研究成果の発信と社会への還元

研究成果は地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会に還元する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

ア 研究実施体制等の整備

社会的、地域的に要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を構築する。

目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。

分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。

研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を構築する。

イ 研究環境の整備

多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を整備する。

ウ 研究活動の評価及び改善

研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表するとともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。

3 地域貢献等に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。

ア 社会人教育の充実

社会人ならではの課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、公開講座の開催をはじめ、生涯学習教育やリカレント教育※3 を積極的に行う。

イ 地域との連携

山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的な連携を深め、交流を進めるとともに、地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。

ウ 産学官民の連携

保健、医療、福祉、地域振興など3学部の特性を生かした産学官民の連携を進める。

エ 他大学等との連携

他大学や研究機関との連携・協力関係を推進するとともに、県内大学連携組織の各種事業等を通じて、教育、研究、生涯学習など多彩な分野で貢献する。

※3 リカレント教育：職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後、いったん社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

オ 教育現場との連携

小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携の推進を図る。

カ 地域への優秀な人材の供給

保健・医療・福祉の向上や地域振興などに貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。

看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職することを目指す。

(2) 国際交流等に関する目標

ア 学生の国際交流の推進

グローバルな視野を持ち、地域や世界の様々な舞台で活躍できる人材を育成するため、外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受入れなど学生の国際交流を推進する。

イ 教職員の国際交流の推進

教育内容の充実や研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進する。

ウ 地域の国際交流の推進

地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

理事長がリーダーシップを発揮し、責任ある意思決定を迅速に行える体制を整備するとともに、意思決定過程及び実施過程の透明性の確保と効率化を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

地域ニーズや時代の変化に的確に対応するため、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討を行う。

3 人事の適正化に関する目標

柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。

専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員を配置し、組織の活性化を図る。

教育研究活動の活性化を図るため、任期制など多様な任用制度の検討・導入を進め

るとともに、教職員の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。

4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標

効果的、効率的な事務処理を行うため、業務改善を進めるとともに、事務組織の見直しを行う。

専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。

職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

山梨県が一定のルールに基づき交付する運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充を目指し、検討体制の整備と組織的な活動に取り組み、自己収入の増加に努める。

授業料等学生納付金については、公立大学の役割や適正な受益者負担等の観点から、社会情勢等を勘案し、適宜見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標

予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価※4を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

※4 認証評価機関による認証評価：大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、7年以内に文部科学大臣の認証を受けた者（＝認証評価機関）による評価（＝認証評価）を受けるものとする。（学校教育法第109条第2項）

第6 その他業務運営に関する目標

1 情報公開等の推進に関する目標

公立大学としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。

2 施設・設備の整備・活用等に関する目標

良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。

3 安全管理等に関する目標

学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。

4 社会的責任に関する目標

法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を整備する。

公立大学法人山梨県立大学 中期目標（案）新旧対照表

新	旧	備 考
<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>ア 学士課程</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う<u>教養教育</u>と、各学部が行う専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>ア 学士課程</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実</p> <p><u>教育の成果に関する目標を効果的に達成するため、総合的かつ体系的な教育課程を編成し、教育内容の充実を図る。</u></p> <p><u>教養教育</u>については、豊かな人間性等を形成するための<u>教育</u>を推進するとともに、コミュニケーション能力や情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図る。</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>ア 学士課程</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う<u>全学共通教育</u>と、各学部が行う専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>ア 学士課程</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>全学共通教育</u>については、豊かな人間性等を形成するための<u>教養教育</u>を推進するとともに、コミュニケーション能力や情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図る。</p>	<p>○委員からの意見を受け修正 ※字句の整理</p> <p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>○委員からの意見を受け修正 ※字句の整理</p>

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <hr/> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>イ 大学院課程</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実</p> <p>専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p style="text-align: center;"><u>教育の質の向上のため、教育活動について適切な評価、改善を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>イ 大学院課程</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実</p> <p>専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p> <p style="text-align: center;"><u>教育の質の向上のため、教育活動について適切な評価、改善を行う。</u></p>	

公立大学法人山梨県立大学 中期計画（素案）

第1 中期計画の期間

平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

1. 建学の理念と教育の目標に沿った人材育成を実現するため、教養教育と学部専門教育を通して、卒業時に修得すべき知識、技能、態度、創造的思考力を備えた学士力を養成する。
2. 教養教育は、課題発見・探究力、豊かな人間性と広い視野を持ち、様々な知識を現代的課題と関連づけて、主体的に生きる力を培うために、「全学共通科目」と「学部教養科目」によって構成し、全学協力体制のもとで実施する。
3. 学部専門教育は、各学部の教育目標に沿って個性豊かな地域文化の進展に資する専門的知識と技術を培う。

(ア) 国際政策学部

4. グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材を育成するため、国際的な視野で現代的課題をとらえる洞察力、地域社会の諸課題を分析して解決を目指す実践力を養うとともに、法務・経営・会計等の基礎的実務能力を培う。
5. アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成するため、自国及び諸外国の社会・文化について理解を深めるとともに、語学・情報の運用をはじめ国内外での活動に必要な基礎的能力、コミュニケーション能力等を高める。

(イ) 人間福祉学部

6. 高度な専門知識と技術、深い共感的理解と問題解決への知的探究心、協働できる力を持つ人材を育成する。
7. 乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮し、生き生きと生活できる「福祉コミュニティ」づくりに主体的実践的に貢献できる人材を育成する。
8. 新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験合格率向上を目指して必要な支援を行う。

(ウ) 看護学部

9. 人間や社会を看護学的に探究する能力、チームの一員として協働できる能力、看護の対象へ科学的、哲学・倫理的な視点をもって看護実践できる能力を持ち、豊かな人間性を兼ね備えた看護実践者を育成する。

10. 新卒者の国家試験の合格率向上を目指し、看護師国家試験の合格率百パーセント（合格者数／受験者数）を目指す。

イ 大学院課程

11. 看護の特定分野における卓越した看護実践能力と、保健医療福祉チームの連携・協働を促進するための総合的な調整能力を備えた人材を育成する。
12. 看護サービスの質向上に寄与するための教育的能力と研究の基礎的能力を備えた人材を育成する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ア 学士課程

(ア) 入学者の受け入れ

13. アドミッションズオフィスを設置し、入試広報体制の強化と拡充を図る。
14. 時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組む。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

15. 時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。
16. 教養教育は、導入的初年次教育、基礎科目、教養科目を柱とする「全学共通科目」と「学部教養科目」によって重層的な展開を図り、以下の6点を重点科目として充実させる。
①導入的初年次教育 ②キャリア教育 ③外国語科目
④情報科目 ⑤外国人対象「日本語」科目 ⑥「山梨学」
17. 学部・学科の教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。
18. 研究機関・企業等との連携のもとに、学生が地域に出向き、地域に根ざした実学・実践重視の教育を受けることができるよう体制づくりを進める。
19. 語学や社会活動に関する学生の自主的学習の成果を単位として認定する仕組みを充実する。
20. 3学部の連携のもとに、専門分野を横断するような学際的、総合的な教育を推進する。
21. 大学コンソーシアムやまなしの単位互換事業等を積極的に活用する。

(ウ) 成績評価等

22. 教育評価方法についてGPA制度の導入等により適正化を図る。
23. 全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。

イ 大学院課程

(ア) 入学者の受け入れ

24. アドミッションズオフィスを設置し、入試広報体制の強化と拡充を図る。
25. 時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学者受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組む。
26. 社会人の受け入れを積極的に行う。

(イ) 教育課程及び教育内容の充実

27. 時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。
28. 教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。
29. 専門看護師養成課程の充実を図る。

(ウ) 成績評価等

30. 修了認定・学位授与の方針を公表し、厳格に運用する。
31. 全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

ア 教職員の配置

32. 教育研究の進展や社会の変化、ニーズに対応できるように、適切な教職員の配置に努め、教職員の相互協力体制を充実する。
33. 企業、行政や医療・福祉機関等の大学外の人材を活用する。
34. 国際交流の推進、外国語教育の充実強化のため、専任の外国人教員の採用を進める。
35. 臨地実習の充実を図るため、病院などの臨地と大学において、人材の相互交流を行う。

イ 教育環境の整備

36. 学習環境整備計画を策定して、教育環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を図る。
37. 図書館での学習環境や学術情報の整備、提供を進める。

ウ 教育の質の改善

38. 学生による授業評価を継続実施し、その結果を公表するとともに、教員の授業改善につなげる現行の評価システムを充実させる。
39. FD活動の基本的な方針を明確に示し、専門教育及び全学共通教育の特徴を踏まえたFD活動を展開する。

(4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置

40. 学生相談窓口を設け、学内諸機関との連携を図り、学生相談体制を充実させる。

ア 学習支援

41. 適切な履修指導の充実を図る。
42. 学生からの要望を反映させるため、学生の満足度やニーズに関する調査を行う。
43. 学生の自主学習活動の支援を強化する。

44. 成績優秀者に対する表彰や授業料の減免制度を導入する。

イ 生活支援

- 45. 保健センターを設置し、学内諸機関と連携しながら、メンタルヘルスをはじめ学生の健康支援を全学的総合的に進める。
- 46. 学生の自主活動（自治会活動・サークル活動など）のための施設設備の充実など支援を行う。
- 47. 人権に関わる学生からの相談体制を強化し、ハラスメント等の人権侵害に関する学生アンケートや教職員研修会を実施する。
- 48. 経済的困窮者に対する授業料減免制度を導入し、学生の経済支援を強化する。

ウ 就職支援

- 49. キャリアサポートセンターを設置し、学生の進路支援を全学的総合的に進める。
- 50. 地域産業界をはじめ教育機関、行政機関等と連携し、インターンシップ制度の充実を図る。
- 51. 就職支援体制の充実を図り、百パーセントの就職率（就職者数／就職希望者数）を目指す。

エ 多様な学生に対する支援

- 52. 外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生について、相談体制を充実し、学習支援、生活支援、就職支援等を進める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

ア 目指すべき研究の方向と水準

- 53. 大学の理念、目標を踏まえ、地域課題や政策課題の社会の要請に対応した研究を推進する。
- 54. 学部構成の特徴を活かした特色ある学際的研究を発展させる。
- 55. 企業や自治体等からの受託研究を推進する。
- 56. 基礎研究から応用研究に至る幅広い研究活動をとおり、国内外の学術の発展に寄与できる質の高い研究を目指す。
- 57. 研究競争力を高め、科学研究費等の競争的公的研究資金をはじめとする研究費の獲得に努める。
- 58. 産学官、NPO法人等の学外関係者との連携を強め、研究水準の向上を図る。

イ 研究成果の発信と社会への還元

- 59. 大学における研究成果の発信を充実させ、シンポジウム等を通じて社会への還元を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

ア 研究実施体制等の整備

- 60. 理事長は、運営費交付金の1パーセントを研究プロジェクト推進経費として年度当初において確保し、重点研究プロジェクトとして推進する。

61. 民間企業、自治体、医療、福祉機関、NPO法人等との人材交流を通して研究を促進する。
62. 地域社会の要請に応える研究推進並びに地域社会の課題解決につながる自治体や民間企業からの委託研究の推進のため、特任教員や専任研究員の配置など研究体制の整備を図る。
63. 研究者倫理の普及に努めるとともに、研究倫理審査を行う体制を整備する。
64. 研究資金の使用状況を検証する仕組みや研究活動における不正行為への対応の仕組みを構築する。

イ 研究環境の整備

65. 本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を整備する。
66. 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を整備する。

ウ 研究活動の評価及び改善

67. 研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表するとともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。
68. 全学の教員が参加した学術交流会を年会として開催し、研究成果を発表し、研究者間の交流を推進する。
69. 認証評価機関による研究評価の導入について検討する。

3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置

70. 研究や地域貢献をさらに推進できるように、相談・活動体制の整備を進め、中長期的な視野に立ち、戦略的で効果的な活動を地域と連携強化を図りながら実施する。

ア 社会人教育の充実

71. 学内外の人材を活用し、デザイン講座や国際観光講座をはじめ、多様な生涯学習講座、リカレント講座を積極的に実施する。
72. 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるとともに、地域経済の活性化に資するよう、既存科目の活用を図りつつ、社会人向け教育プログラムを設置する。
73. 看護実践開発研究センターを設置し、看護職者が更なる専門知識や技術の習得、または研究活動ができるための専門職支援を行う。
74. 通常授業を含めた授業公開に関する制度を整備する。

イ 地域との連携

75. 地域ニーズを踏まえた効果的な研究事業を実施するため、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との連携を深め、定期的な情報交換、積極的な交流を進める。
76. 地域の諸機関の委員会、研修会等への人材の派遣、さらに自治体との連携協定締結を推進する。

77. 地域政策課題を扱う法人等と連携しながらシンクタンク的な役割を果たす。
78. 教職員、学生による社会貢献活動を促進するための推進制度等を充実する。

ウ 産学官民の連携

79. 学内研究資源と関連する業界との定期的な交流の場を設け、業界ニーズの把握、研究情報の提供等を推進する。
80. アジアなど海外事情を含め地域企業の経営に役立つ情報提供を積極的に行い、企業の経営改革や海外事業展開などを支援する。

エ 他大学等との連携

81. 国内外の大学、研究機関との共同研究など研究交流を進める。
82. 大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。

オ 教育現場との連携

83. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら教育支援を行うとともに、高大連携を一層推進する。

カ 地域への優秀な人材の供給

84. 学生就職支援に関わる県内関係機関との連携を密接に図り、各種就職ガイダンスへの学生の積極的な参加を促進する。
85. 看護学部では、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職することを目指す。

(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置

ア 学生の国際交流の推進

86. 外国の大学等への留学や海外研修を希望する学生がその機会を得られるように、留学支援制度、海外研修制度の充実を図る。
87. 外国人留学生が常時20名程度いる状態を目指し、外国人学生の学納金の軽減を行うとともに、受け入れ体制全般の整備を図る。
88. 国際政策学部では、外国の大学等との交流協定及び交換留学制度の拡充、留学や海外研修に関する支援措置などにより、学生の半数以上（毎年度40名以上）が留学を経験するか、または海外研修に参加するようにする。

イ 教職員の国際交流の推進

89. 外国の大学等との教育・学術交流を推進するため、教職員の受入・派遣プログラムの充実を図る。
90. 教職員の海外派遣制度を資金的に支援する制度を充実する。

ウ 地域の国際交流の推進

91. 各学部の特性を活かし、県内在住外国人が抱える様々な課題に対応するために外国籍児童・住民への日本語支援や医療相談などを行うとともに、地域における国際交流や多文化共生社会づくりに貢献する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

92. 理事長の下で、役員 の 分担を明確にし、機動的な大学運営を行う。
93. 教授会が大学活性化のための役割を引き続き果たすとともに、その意見が教育研究審議会を通じて法人の運営に反映されるよう体制を整備する。
94. 法人運営の透明性を確保するため、役員会、経営審議会、教育研究審議会の議事録を公開する。
95. 予算編成・配分については、戦略的観点を重視する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

96. 自己点検評価や外部評価等を踏まえ、社会的ニーズにも配慮して、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討する。
97. 時代や地域の要請に応じて、新たな研究科や教育課程についても検討を進める。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

98. 全学的・中長期的観点に立った包括的な人事方針を確立し、客観性・透明性・公平性が確保された教員人事を行う。
99. 平成22年度から教職員の業績評価を試行的に実施し、その結果を踏まえて評価基準・方法等の見直しを行い、平成24年度以降に本格実施を行い、給与等への反映を図る。
100. 特任教員など大学の目的に応じて多様な任用形態を導入する。
101. 一定期間継続的に勤務した教職員を対象とするサバティカル制度を導入する。

4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置

102. 効果的・効率的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを随時行う。
103. 業務情報の共有化や電子化を推進し、事務処理の効率化を図る。
104. 大学固有の業務としての専門性が求められる分野を中心に、法人固有の職員を計画的に採用する。
105. 学内外の研修への積極的な参加を通じてSD活動を推進する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

106. 科学研究費補助金、委託研究、奨学寄付金等外部資金に関する情報の収集・整備に努めるとともに、定期的な研修会の開催などにより学内への周知及び申請などに係る研究支援体制を充実する。
107. 外部研究資金の獲得に向けてインセンティブを付与する仕組みを設けるなど、積極的な応募を奨励する。
108. 科学研究費補助金については、教員の申請率を百パーセントにし、最終年度

までに採択件数2倍を目指す。(※参考 21年度は22件)

109. 授業料等学生納付金は、法人収支の状況、他大学の動向及び社会情勢等を勘案し、定期的な見直しを行い、適切な料金設定を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

110. 予算執行の弾力化、効率化を図り、年度中途における緊急課題への対応など、全学的な視点から予算執行管理を行う。
111. 省エネ診断や環境マネジメントの実施、情報のネットワーク化や文書の電子化の推進等により日常経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

112. 大学の諸施設の開放に関するルールを定め、地域等に有効に活用されるよう、教育研究等大学運営に支障のない範囲内で一般への開放を積極的に進めるとともに、大学施設の利用に関して適切な利用料金を設定し、一部有料化する。
113. 授業料収入、運営費交付金、基金等の金融資産について、厳格な管理ルールを策定し、適正な管理・運用を行う。

第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

114. 自己点検評価委員会が評価基本方針と評価手順を提示し、大学全体として組織的な取り組みを定期的実施する。
115. 自己点検評価報告書、認証評価等の結果については、ホームページ等を活用して速やかに公開する。

第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置

1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

116. 大学情報の積極的な公開・提供ができる体制を強化する。
117. メディア等を活用して、県民等広く社会に大学の存在や役割を周知する。

2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

118. 施設設備を調査・点検し、機能や安全性が確保された教育環境の維持・向上に努める。
119. 学内の施設の利用状況を踏まえ、大学の施設を積極的に地域社会に開放する。

3 安全管理等に関する目標を達成するための措置

120. 労働安全衛生本部を設置し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置をとる。
121. 学生や教職員の心身の健康管理のために、保健センターを設置し、①健康診断の充実、②相談体制の充実を行い、心理相談員を配置する。

122. 災害時・緊急時の危機管理マニュアルを策定し、地域と連携した危機管理体制を構築し、学生及び教職員が一体となった取り組みを行う。
123. 大学で取り扱う学生・教職員の個人情報について、個人情報保護法を踏まえてセキュリティポリシーを確立し、情報セキュリティ体制を整備する。

4 社会的責任に関する目標を達成するための措置

124. 大学運営の透明化を推進するとともに、公正な職務執行を確保するため、法令等を遵守し、社会に信頼される大学運営を確立する。
125. 外部委員を含む人権委員会を設置し、学生・教職員の人権の保護を図る。
126. 男女共同参画の意識啓発を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行う。
127. 環境ポリシーを策定し、学生及び教職員が一体となった環境マネジメント活動を進める。

第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	5, 570
自己収入	4, 299
授業料等収入	4, 280
その他収入	19
施設整備費補助金	0
受託研究費等収入	26
計	9, 895
支出	
業務費	8, 957
教育研究経費	1, 889
人件費	7, 068
一般管理費	912
施設整備費	0
受託研究等経費	26
計	9, 895

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額7,068百万円を支出する。(退職手当を除く。)

注1) 人件費の見積りについては、平成22年度の人件費見積額を踏まえ試算しており、定期昇給、特別昇給及びベースアップは含まない。

注2) 退職手当については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。

[運営費交付金の算定方法]

○標準運営費交付金

平成22年度

・支出見込額－収入見込額

※法人化初年度は、法人化後に新たに発生する経費を含め必要な費用を積み上げ、そこから授業料等自己収入を差し引いた額を交付

平成23年度以降

・支出見込額（＝前年度支出見込額－前年度支出見込額（大学設置基準に基づく専任教員数に必要な人件費を除く）×1%）

－収入見込額（＝前年同額）

※2年目以降の支出見込額は、前年度の支出見込額から効率化による経費削減分（効率化係数△1%）を差し引き算出する。

○特定運営費交付金

退職手当等、年度の事情により経費が変動する事業に要する経費（毎年度精査）

注) 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

2 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	10,040
経常経費	9,949
業務費	8,919
教育研究経費	1,825
受託研究費等	26
人件費	7,068
一般管理費	912
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	118
臨時損失	91
収入の部	10,040
経常収益	9,949
運営費交付金収益	5,506
授業料等収益	4,280
受託研究等収益(寄附金を含む)	26
財務収益	0
雑益	19
資産見返負債戻入	118
資産見返運営費交付金等戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	112
補助金収益	91
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	9,895
業務活動による支出	9,504
投資活動による支出	64
財務活動による支出	327
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	9,895
業務活動による収入	9,895
運営費交付金収入	5,570
授業料等収入	4,280
受託研究費等収入	26
その他収入	19
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

第8 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

2億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。

第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。

2 人事に関する計画

第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

公立大学法人山梨県立大学 中期計画（素案）新旧対照表

新	旧	備 考
<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>1. 建学の理念と教育の目標に沿った人材育成を実現するため、教養教育と学部専門教育を通して、卒業時に修得すべき知識、技能、態度、創造的思考力を備えた学士力を養成する。</p> <p>2. 教養教育は、課題発見・探究力、豊かな人間性と広い視野を持ち、様々な知識を現代的課題と関連づけて、主体的に生きる力を培うために、「全学共通科目」と「学部教養科目」によって構成し、<u>全学協力体制のもとで実施する</u></p> <p>3. 学部専門教育は、各学部の教育目標に沿って個性豊かな地域文化の進展に資する<u>専門的知識と技術を培う。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(ウ)看護学部</p> <p>9. 人間や社会を看護学的に探究する能力、チームの一員として協働できる能力、看護の対象へ科学的、哲学・倫理的な視点をもって看護実践できる能力を持ち、<u>豊かな人間性を兼ね備えた看護実践者を育成する。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p>2. 教育理念と目標 _____ に沿った人材育成を実現するため、教養教育と学部専門教育を通して、卒業時に修得すべき知識、技能、態度、創造的思考力を備えた学士力を養成する。</p> <p>3. 教養教育は、課題発見・探究力、豊かな人間性と広い視野を持ち、様々な知識を現代的課題と関連づけて、主体的に生きる力を培うために、「全学共通科目」と「学部教養科目」によって構成し、<u>国際政策学部、人間福祉学部、看護学部の連携による全学協力体制のもとで実施する</u></p> <p>4. 学部専門教育は、各学部の教育目標に沿って個性豊かな地域文化の進展に資する<u>専門の学術を教授する。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(ウ)看護学部</p> <p>10. 人間や社会を看護学的に探究する能力、チームの一員として協働できる能力、看護の対象へ科学的、哲学・倫理的な視点をもって看護実践できる能力を持った _____ <u>看護実践者を育成する。</u></p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実</p>	<p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>○委員からの意見を受け修正</p>

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 目指すべき研究の方向と水準</p> <p>57. 研究競争力を高め、科学研究費_____等の競争的公的研究資金をはじめとする研究費の獲得に努める。</p> <p>58. 産学官、NPO法人等の学外者との連携を強め、研究水準の向上を図る。</p> <p>イ 研究成果の発信と社会への還元</p> <p>59. 大学における研究成果の発信を充実させ、シンポジウム等を通じて社会への還元を図る。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>60. 理事長は、運営費交付金の1パーセントを研究プロジェクト推進経費として年度当初において確保し、_____重点研究プロジェクトとして<u>推進</u>する。</p>	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 目指すべき研究の方向と水準</p> <p>61. 研究競争力を高め、科学研究費、教育G P等の競争的公的研究資金をはじめとする研究費の獲得に努める。</p> <p>62. 産学官、NPO____等の学外者との連携を強め、研究水準の向上を図る。</p> <p>イ 研究成果の発信と社会への還元</p> <p>63. 大学における研究成果を発信するための広報を充実するとともに、<u>社会への還元</u>を図る。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>64. 理事長は、運営費交付金の1パーセントを研究プロジェクト推進経費として年度当初において確保し、<u>その一部又は全部を、重点研究プロジェクトとして整備</u>された研究組織に対して積極的に支援する。</p>	<p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>※字句の整理</p> <p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>○委員からの意見を受け修正</p>
<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 社会人教育の充実</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>74. <u>通常授業を含めた授業公開に関する制度を整備</u>する。</p> <p>イ 地域との連携</p> <p>75. 地位ニーズを踏まえた効果的な研究事業を実施するため、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教</p>	<p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 社会人教育の充実</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>78. <u>授業公開に関する制度を整備し、通常授業を可能な限り一般公開する。</u></p> <p>イ 地域との連携</p> <p>75. 地位ニーズを踏まえた効果的な研究事業を実施するため、県、市町村、NPO____、企業、職能団体、教</p>	<p>○委員からの意見を受け修正</p> <p>※字句の整理</p>

新	旧	備 考
育機関等、様々な主体との連携を深め、定期的な情報交換、積極的な交流を進める。	育機関等、様々な主体との連携を深め、定期的な情報交換、積極的な交流を進める。	

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>目次 （前文）山梨県立大学の基本的な目標</p> <p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>(4) 学生の支援に関する目標</p> <p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>3 地域貢献等に関する目標</p> <p>(1) 地域貢献に関する目標</p> <p>(2) 国際交流等に関する目標</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>第6 その他業務運営に関する目標</p> <p>1 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>2 施設・設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>3 安全管理等に関する目標</p> <p>4 社会的責任に関する目標</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>3 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>4 社会的責任に関する目標を達成するための措置</p> <p>第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>第8 短期借入金の限度額</p> <p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>第10 剰余金の使途</p> <p>第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>はじめに</p> <p>山梨県立大学は、県立女子短期大学を改組転換するとともに、県立看護大学と統合し、国際政策・人間福祉・看護の3学部と看護学研究科からなる4年制大学として、平成17年4月に開学した。</p> <p>建学の理念を「グローバルな知の拠点となる大学」、「未来の実践的な担い手を育てる大学」、「地域に開かれ地域と向き合う大学」とし、教育研究や地域研究交流センターを核とした地域貢献の各分野で着実に成果を挙げつつある。</p> <p>山梨県立大学は県民の強い期待と支援のもとに成り立つ公立大学として、地域の産業振興や保健医療を含めた地域福祉、住民の生活・文化の向上など、地域社会の発展に寄与するという大きな使命を有するとともに、山梨県から日本へ、さらに世界への貢献を目指していくものである。</p> <p>山梨県は、山梨県立大学が自主・自律性を確保した大学運営のもと、地域ニーズや時代の変化に柔軟・的確に対応し、将来にわたって県民の期待に応える個性豊かな魅力ある大学づくりを推進するよう、平成22年4月に地方独立行政法人へ移行させ、ここに、平成27年度までの中期目標を定める。</p> <p>(基本的な目標)</p> <p>1 社会の実践的な担い手や指導的な人材の育成</p> <p>更なる教育の質の向上を図り、グローバルな視野で現実をとらえながら、主体的に考え行動できる、社会の実践的な担い手や指導的な人材を育成し、地域社会に輩出することを目指す。</p> <p>2 地域が抱える諸課題に対応する研究と地域貢献</p> <p>全学的な研究水準の向上を図る中で、公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究を推進するとともに、大学の知的資源や研究成果の社会への還元を積極的に行うことにより地域の発展に貢献することを目指す。</p> <p>3 自主・自律的な大学運営の推進</p> <p>理事長のリーダーシップの下、より効果的・機動的な運営組織の構築や柔軟で弾力的な人事制度の整備、業務の見直しなどによる経営の効率化に積極的に取り組み、自主・自律性を確保した健全な大学運営を目指す。</p>	

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>第1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p>
<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>ア 学士課程</p> <p>自主的、総合的に考え判断する能力、豊かな人間性と広い視野、様々な知識を現代社会と関連づけて生きる力を培う教養教育と、各学部が行う専門的知識と技術を培う専門教育により、地域の創造的な発展を担う人材を育成する。 その一環として、学部ごとに必要な到達目標を定め、教育成果の向上を図る。</p> <p>(ア) 国際政策学部</p> <p>国際政策学部では、グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材、アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成する。</p> <p>(イ) 人間福祉学部</p> <p>人間福祉学部では、深い共感的理解、問題解決への知的探究心、協働できる力を持ち、乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮して生き生きと生活できる地域社会、即ち「福祉コミュニティ」づくりに主体的かつ実践的に貢献できる人材を育成する。</p> <p>(ウ) 看護学部</p>	<p>第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学士課程</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建学の理念と教育の目標に沿った人材育成を実現するため、教養教育と学部専門教育を通して、卒業時に修得すべき知識、技能、態度、創造的思考力を備えた学士力を養成する。 2. 教養教育は、課題発見・探究力、豊かな人間性と広い視野を持ち、様々な知識を現代的課題と関連づけて、主体的に生きる力を培うために、「全学共通科目」と「学部教養科目」によって構成し、全学協力体制のもとで実施する。 3. 学部専門教育は、各学部の教育目標に沿って個性豊かな地域文化の進展に資する専門的知識と技術を培う。 <p>(ア) 国際政策学部</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. グローバルな視点に立って地域社会の問題を考え、地域の自然、文化、産業を豊かにして地域の活力をつくる人材を育成するため、国際的な視野で現代的課題をとらえる洞察力、地域社会の諸課題を分析して解決を目指す実践力を養うとともに、法務・経営・会計等の基礎的実務能力を培う。 5. アジアをはじめとする世界各国と地域社会をつなぎ、平和で豊かな国際社会の形成に貢献できる人材を育成するため、自国及び諸外国の社会・文化について理解を深めるとともに、語学・情報の運用をはじめ国内外での活動に必要な基礎的能力、コミュニケーション能力等を高める。 <p>(イ) 人間福祉学部</p> <ol style="list-style-type: none"> 6. 高度な専門知識と技術、深い共感的理解と問題解決への知的探究心、協働できる力を持つ人材を育成する。 7. 乳幼児から高齢者まで誰もが人間らしく、その人らしさを発揮し、生き生きと生活できる「福祉コミュニティ」づくりに主体的実践的に貢献できる人材を育成する。 8. 新卒者について、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の国家試験合格率向上を目指して必要な支援を行う。 <p>(ウ) 看護学部</p>

<p>公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）</p>	<p>公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）</p>
<p>看護学部では、人間や社会を看護学的に探究する能力、倫理的な判断力と科学的な思考力、専門的職業人としての豊かな人間性を兼ね備え、優れた看護実践により地域に貢献できる人材を育成する。</p> <p>イ 大学院課程 看護学研究科では、看護学の理論及び応用を教授研究し、健康と福祉の向上に寄与する高度専門職業人、看護学教育者、看護学研究者を育成する。</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標 ア 学士課程 (ア) 入学者の受け入れ 建学の理念や学部ごとの教育目標を達成するにふさわしい資質を持った学生を受け入れることを基本とし、学部の特性を踏まえた入学選抜を実施する。</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実 教育の成果に関する目標を効果的に達成するため、総合的かつ体系的な教育課程を編成し、教育内容の充実を図る。</p> <p>教養教育については、豊かな人間性等を形成するための教育を推進するとともに、コミュニケーション能力や情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図る。</p> <p>専門教育については、各学部の教育目標や特色を生かした教育を推進する。</p> <p>地域に貢献し得る問題解決能力を身につけるため、山梨県全体をキャンパスに、地域に根ざした実学・実践重視の教育を行い、世界をフィールドに活躍できる人材育成を目指す。</p> <p>3学部の連携により学際的な領域の教育に取り組むとともに、他大学との連</p>	<p>9. 人間や社会を看護学的に探究する能力、チームの一員として協働できる能力、看護の対象へ科学的、哲学・倫理的な視点をもって看護実践できる能力を持ち、豊かな人間性を兼ね備えた看護実践者を育成する。</p> <p>10. 新卒者の国家試験の合格率向上を目指し、看護師国家試験の合格率百パーセント（合格者数／受験者数）を目指す。</p> <p>イ 大学院課程 (ア) 看護学研究科 11. 看護の特定分野における卓越した看護実践能力と、保健医療福祉チームの連携・協働を促進するための総合的な調整能力を備えた人材を育成する。 12. 看護サービスの質向上に寄与するための教育的能力と研究の基礎的能力を備えた人材を育成する。</p> <p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置 ア 学士課程 (ア) 入学者の受け入れ 13. アドミッションズオフィスを設置し、入試広報体制の強化と拡充を図る。 14. 時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組む。</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実 15. 時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。</p> <p>16. 教養教育は、導入的初年次教育、基礎科目、教養科目を柱とする「全学共通科目」と「学部教養科目」によって重層的な展開を図り、以下の6点を重点科目として充実させる。 ①導入的初年次教育 ②キャリア教育 ③外国語科目 ④情報科目 ⑤外国人対象「日本語」科目 ⑥「山梨学」</p> <p>17. 学部・学科の教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。</p> <p>18. 研究機関・企業等との連携のもとに、学生が地域に出向き、地域に根ざした実学・実践重視の教育を受けることができるよう体制づくりを進める。</p> <p>19. 語学や社会活動に関する学生の自主的学習の成果を単位として認定する仕組みを充実する。</p> <p>20. 3学部の連携のもとに、専門分野を横断するような学際的、総合的な教育を</p>

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>携により学生の多様な教育機会の確保を図る。</p> <p>(ウ) 成績評価等 授業の到達目標を明示し、客観的で明確な基準による厳正な成績評価を行い、学生の単位認定、進級・卒業時の質の保証を確保する。</p> <p>イ 大学院課程 (ア) 入学者の受け入れ 建学の理念や大学院課程の目標を達成するにふさわしい資質を持った学生を受け入れることを基本とし、社会人学生の受け入れについても積極的に対応する入学者選抜を実施する。</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実 専門領域のスペシャリストの育成と教育研究者の育成の観点から、教育課程の充実改善を図る。</p> <p>(ウ) 成績評価等 授業の到達目標を明示し、厳正かつ公正な成績評価と学位論文審査を実施し、修了時の質の保証を確保する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標 ア 教職員の配置 教育の成果に関する目標を効果的に達成するために適切な教職員の配置を行うとともに、学部を越えた教育連携や学外の人材の活用を進める。 学内の国際化を進めるため、外国人教員の比率を向上させる。</p> <p>イ 教育環境の整備 学生の学習意欲や教育効果の向上を図るため、学生の学習環境を適切に整備する。</p>	<p>推進する。</p> <p>21. 大学コンソーシアムやまなしの単位互換事業等を積極的に活用する。</p> <p>(ウ) 成績評価等 22. 教育評価方法についてGPA制度の導入等により適正化を図る。 23. 全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。</p> <p>イ 大学院課程 (ア) 入学者の受け入れ 24. アドミッションズオフィスを設置し、入試広報体制の強化と拡充を図る。 25. 時代の変化や社会のニーズに合わせて構築した入学者受け入れの方針に基づき、入試方法の工夫・改善に取り組む。 26. 社会人の受け入れを積極的に行う。</p> <p>(イ) 教育課程及び教育内容の充実 27. 時代の変化や社会のニーズに合わせた教育課程編成・実施の方針に基づき、それに応じた体系的な教育課程を編成する。 28. 教育目標を達成するために、現行の教育課程の評価と改善に努める。 29. 専門看護師養成課程の充実を図る。</p> <p>(ウ) 成績評価等 30. 修了認定・学位授与の方針を公表し、厳格に運用する。 31. 全科目の到達目標・成績評価基準をシラバスで公表する。</p> <p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ア 教職員の配置 32. 教育研究の進展や社会の変化、ニーズに対応できるように、適切な教職員の配置に努め、教職員の相互協力体制を充実する。 33. 企業、行政や医療・福祉機関等の大学外の人材を活用する。 34. 国際交流の推進、外国語教育の充実強化のため、専任の外国人教員の採用を進める。 35. 臨地実習の充実を図るため、病院などの臨地と大学において、人材の相互交流を行う。</p> <p>イ 教育環境の整備 36. 学習環境整備計画を策定して、教育環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を図る。 37. 図書館での学習環境や学術情報の整備、提供を進める。</p>

<p>公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）</p>	<p>公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）</p>
<p>ウ 教育の質の改善 より質の高い教育を提供するため、教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント活動）を活性化させるとともに、教員の教育活動を定期的、多角的に評価し、評価結果を教育の質の改善に反映する。</p> <p>(4) 学生の支援に関する目標</p> <p>ア 学習支援 学生が学習しやすい環境をつくるため、学習相談体制を整備するとともに、教職員と学生のコミュニケーションを促し、学生からの要望を反映させる体制を整備する。 学生の自主的な学習を促進するための仕組みを充実する。</p> <p>イ 生活支援 学生が健康で充実した大学生活を送るため、生活面での相談体制や健康管理体制の充実を図る。 経済的理由による授業料の減免について制度化する。</p> <p>ウ 就職支援 学生の就職支援は大学の重要な責務であるとの認識の下、全学挙げて、就職支援体制を強化することにより就職率（就職者数／就職希望者数）百パーセントを目指す。</p> <p>エ 多様な学生に対する支援 外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生などに対する支援体制を充実する。</p>	<p>ウ 教育の質の改善 38. 学生による授業評価を継続実施し、その結果を公表するとともに、教員の授業改善につなげる現行の評価システムを充実させる。 39. FD活動の基本的な方針を明確に示し、専門教育及び全学共通教育の特徴を踏まえたFD活動を展開する。</p> <p>(4) 学生の支援に関する目標を達成するための措置 40. 学生相談窓口を設け、学内諸機関との連携を図り、学生相談体制を充実させる。</p> <p>ア 学習支援 41. 適切な履修指導の充実を図る。 42. 学生からの要望を反映させるため、学生の満足度やニーズに関する調査を行う。 43. 学生の自主学習活動の支援を強化する。 44. 成績優秀者に対する表彰や授業料の減免制度を導入する。</p> <p>イ 生活支援 45. 保健センターを設置し、学内諸機関と連携しながら、メンタルヘルスをはじめ学生の健康支援を全学的総合的に進める。 46. 学生の自主活動（自治会活動・サークル活動など）のための施設設備の充実など支援を行う。 47. 人権に関わる学生からの相談体制を強化し、ハラスメント等の人権侵害に関する学生アンケートや教職員研修会を実施する。 48. 経済的困窮者に対する授業料減免制度を導入し、学生の経済支援を強化する。</p> <p>ウ 就職支援 49. キャリアサポートセンターを設置し、学生の進路支援を全学的総合的に進める。 50. 地域産業界をはじめ教育機関、行政機関等と連携し、インターンシップ制度の充実を図る。 51. 就職支援体制の充実を図り、百パーセントの就職率（就職者数／就職希望者数）を目指す。</p> <p>エ 多様な学生に対する支援 52. 外国人留学生や社会人学生、障害をもつ学生について、相談体制を充実し、学習支援、生活支援、就職支援等を進める。</p>

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>ア 目指すべき研究の方向と水準 公立大学としての意義を踏まえた地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究に取り組み、各分野の研究の成果については、国内外に通用する優れた水準を確保する。</p> <p>イ 研究成果の発信と社会への還元 研究成果は地域及び国内外に積極的に発信するとともに、社会に還元する。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>ア 研究実施体制等の整備 社会的、地域的に要請の高い研究等の中から重点研究課題を選定し、研究費の重点的配分等、弾力的な研究実施体制を構築する。 目指すべき研究水準及び研究成果が達成できるよう柔軟に研究者を配置するとともに、民間企業や地方自治体等との研究者交流を進める。 分野の違いを越えて取り組む独創的なプロジェクト研究を育成、推進する。 研究者が倫理を堅持し、適正な研究活動を推進するための制度や体制を構築する。</p> <p>イ 研究環境の整備 多様なニーズに応える研究を支援するための組織や仕組みを整備するとともに、外部の競争的研究資金を獲得するための支援体制を整備する。</p> <p>ウ 研究活動の評価及び改善 研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表するとともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 目指すべき研究の方向と水準</p> <p>53. 大学の理念、目標を踏まえ、地域課題や政策課題の社会の要請に対応した研究を推進する。</p> <p>54. 学部構成の特徴を活かした特色ある学際的研究を発展させる。</p> <p>55. 企業や自治体等からの受託研究を推進する。</p> <p>56. 基礎研究から応用研究に至る幅広い研究活動をとおり、国内外の学術の発展に寄与できる質の高い研究を目指す。</p> <p>57. 研究競争力を高め、科学研究費等の競争的公的研究資金をはじめとする研究費の獲得に努める。</p> <p>58. 産学官、NPO法人等の学外関係者との連携を強め、研究水準の向上を図る。</p> <p>イ 研究成果の発信と社会への還元</p> <p>59. 大学における研究成果の発信を充実させ、シンポジウム等を通じて社会への還元を図る。</p> <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 研究実施体制等の整備</p> <p>60. 理事長は、運営費交付金の1パーセントを研究プロジェクト推進経費として年度当初において確保し、重点研究プロジェクトとして推進する。</p> <p>61. 民間企業、自治体、医療、福祉機関、NPO法人等との人材交流を通して研究を促進する。</p> <p>62. 地域社会の要請に応える研究推進並びに地域社会の課題解決につながる自治体や民間企業からの委託研究の推進のため、特任教員や専任研究員の配置など研究体制の整備を図る。</p> <p>63. 研究者倫理の普及に努めるとともに、研究倫理審査を行う体制を整備する。</p> <p>64. 研究資金の使用状況を検証する仕組みや研究活動における不正行為への対応の仕組みを構築する。</p> <p>イ 研究環境の整備</p> <p>65. 本学の特色が活かせる大規模研究に対し、学部を超えた研究体制が敷けるよう、全学的な支援体制を整備する。</p> <p>66. 科学研究費等の学外の競争的研究資金の申請・獲得を促進するために情報収集、提供、申請手続の支援等を行う体制を整備する。</p> <p>ウ 研究活動の評価及び改善</p> <p>67. 研究の経過や成果などの研究活動を評価する体制を整備し、評価情報を公表するとともに、研究の質の向上に結びつける仕組みを構築する。</p>

<p>公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）</p>	<p>公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）</p>
<p>3 地域貢献等に関する目標 (1) 地域貢献に関する目標 地域貢献の窓口である地域研究交流センター等を中心に、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する取り組みを全学挙げて積極的に推進する。</p> <p>ア 社会人教育の充実 社会人ならではの課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるため、必要なときにいつでも学ぶことのできる体制を整備し、公開講座の開催をはじめ、生涯学習教育やリカレント教育を積極的に行う。</p> <p>イ 地域との連携 山梨県や県内市町村、企業、NPO法人などとの主体的な連携を深め、交流を進めるとともに、地域が抱える様々な課題に対応した地域研究や地域と連携したプロジェクトを推進し、大学の知的資源を活用した支援など、地域のシンクタンクとしての役割を果たす。</p> <p>ウ 産学官民の連携 保健、医療、福祉、地域振興など3学部の特徴を生かした産学官民の連携を進める。</p> <p>エ 他大学等との連携 他大学や研究機関との連携・協力関係を推進するとともに、県内大学連携組織の各種事業等を通じて、教育、研究、生涯学習など多彩な分野で貢献する。</p>	<p>68. 全学の教員が参加した学術交流会を年会として開催し、研究成果を発表し、研究者間の交流を推進する。 69. 認証評価機関による研究評価の導入について検討する。</p> <p>3 地域貢献等に関する目標を達成するための措置 (1) 地域貢献に関する目標を達成するための措置</p> <p>70. 研究や地域貢献をさらに推進できるように、相談・活動体制の整備を進め、中長期的な視野に立ち、戦略的で効果的な活動を地域と連携強化を図りながら実施する。</p> <p>ア 社会人教育の充実</p> <p>71. 学内外の人材を活用し、デザイン講座や国際観光講座をはじめ、多様な生涯学習講座、リカレント講座を積極的に実施する。 72. 社会人の課題解決ニーズや学び直しニーズに応えるとともに、地域経済の活性化に資するよう、既存科目の活用を図りつつ、社会人向け教育プログラムを設置する。 73. 看護実践開発研究センターを設置し、看護職者が更なる専門知識や技術の習得、または研究活動ができるための専門職支援を行う。 74. 通常授業を含めた授業公開に関する制度を整備する。</p> <p>イ 地域との連携</p> <p>75. 地域ニーズを踏まえた効果的な研究事業を実施するため、県、市町村、NPO法人、企業、職能団体、教育機関等、様々な主体との連携を深め、定期的な情報交換、積極的な交流を進める。 76. 地域の諸機関の委員会、研修会等への人材の派遣、さらに自治体との連携協定締結を推進する。 77. 地域政策課題を扱う法人等と連携しながらシンクタンク的な役割を果たす。 78. 教職員、学生による社会貢献活動を促進するための推進制度等を充実する。</p> <p>ウ 産学官民の連携</p> <p>79. 学内研究資源と関連する業界との定期的な交流の場を設け、業界ニーズの把握、研究情報の提供等を推進する。 80. アジアなど海外事情を含め地域企業の経営に役立つ情報提供を積極的に行い、企業の経営改革や海外事業展開などを支援する。</p> <p>エ 他大学等との連携</p> <p>81. 国内外の大学、研究機関との共同研究など研究交流を進める。 82. 大学コンソーシアムやまなしの各種事業に主体的に参加して、教育・研究・生涯学習などの多彩な分野で貢献する。</p>

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>オ 教育現場との連携 小学校、中学校、高等学校等への教育支援を行うとともに、高大連携の推進を図る。</p> <p>カ 地域への優秀な人材の供給 保健・医療・福祉の向上や地域振興などに貢献できる優秀な人材を地域に供給するため、県内就職の促進に向けた取り組みを行う。 看護学部については、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職することを目指す。</p> <p>(2) 国際交流等に関する目標</p> <p>ア 学生の国際交流の推進 グローバルな視野を持ち、地域や世界の様々な舞台で活躍できる人材を育成するため、外国の大学等との国際交流協定の拡大などにより、海外留学や外国人留学生の受入れなど学生の国際交流を推進する。</p> <p>イ 教職員の国際交流の推進 教育内容の充実や研究水準の向上のため、外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究など教職員の国際交流を推進する。</p> <p>ウ 地域の国際交流の推進 地域の国際化や国際交流に係る活動を支援し、多文化共生の社会づくりに貢献する。</p>	<p>オ 教育現場との連携 83. 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等との連携を図りながら教育支援を行うとともに、高大連携を一層推進する。</p> <p>カ 地域への優秀な人材の供給 84. 学生就職支援に関わる県内関係機関との連携を密接に図り、各種就職ガイダンスへの学生の積極的な参加を促進する。 85. 看護学部では、関係機関と緊密に協議・連携して種々の対策を講じながら学生指導の充実強化を図ることにより、卒業生の半数以上が県内医療機関等に就職することを目指す。</p> <p>(2) 国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 学生の国際交流の推進 86. 外国の大学等への留学や海外研修を希望する学生がその機会を得られるように、留学支援制度、海外研修制度の充実を図る。 87. 外国人留学生が常時20名程度いる状態を目指し、外国人学生の学納金の軽減を行うとともに、受け入れ体制全般の整備を図る。 88. 国際政策学部では、外国の大学等との交流協定及び交換留学制度の拡充、留学や海外研修に関する支援措置などにより、学生の半数以上（毎年度40名以上）が留学を経験するか、または海外研修に参加するようにする。</p> <p>イ 教職員の国際交流の推進 89. 外国の大学等との教育・学術交流を推進するため、教職員の受入・派遣プログラムの充実を図る。 90. 教職員の海外派遣制度を資金的に支援する制度を充実する。</p> <p>ウ 地域の国際交流の推進 91. 各学部の特性を活かし、県内在住外国人が抱える様々な課題に対応するために外国籍児童・住民への日本語支援や医療相談などを行うとともに、地域における国際交流や多文化共生社会づくりに貢献する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 理事長がリーダーシップを発揮し、責任ある意思決定を迅速に行える体制を整備するとともに、意思決定過程及び実施過程の透明性の確保と効率化を図る。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置 92. 理事長の下で、役員の分担を明確にし、機動的な大学運営を行う。 93. 教授会が大学活性化のための役割を引き続き果たすとともに、その意見が教育研究審議会を通じて法人の運営に反映されるよう体制を整備する。 94. 法人運営の透明性を確保するため、役員会、経営審議会、教育研究審議会の</p>

<p>公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）</p>	<p>公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 地域ニーズや時代の変化に的確に対応するため、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討を行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標 柔軟で弾力的な人事制度の構築を進める。 専門性の高い人材を確保・育成するとともに、全学的な観点から適正に教職員を配置し、組織の活性化を図る。 教育研究活動の活性化を図るため、任期制など多様な任用制度の検討・導入を進めるとともに、教職員の業績を適切に評価し、その結果を給与等に反映できる仕組みを構築する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標 効果的、効率的な事務処理を行うため、業務改善を進めるとともに、事務組織の見直しを行う。 専門知識・能力を有する人材を確保・育成し、事務局機能の高度化、効率化を一層推進する。 職員の職務能力開発のための組織的な取り組み（スタッフ・ディベロップメント活動）を積極的に推進する。</p>	<p>議事録を公開する。 95. 予算編成・配分については、戦略的観点を重視する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 96. 自己点検評価や外部評価等を踏まえ、社会的ニーズにも配慮して、大学院機能の充実を含めた教育研究組織の在り方について検討する。 97. 時代や地域の要請に応じて、新たな研究科や教育課程についても検討を進める。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置 98. 全学的・中長期的観点に立った包括的な人事方針を確立し、客観性・透明性・公平性が確保された教員人事を行う。 99. 平成22年度から教職員の業績評価を試行的に実施し、その結果を踏まえて評価基準・方法等の見直しを行い、平成24年度以降に本格実施を行い、給与等への反映を図る。 100. 特任教員など大学の目的に応じて多様な任用形態を導入する。 101. 一定期間継続的に勤務した教職員を対象とするサバティカル制度を導入する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化・高度化に関する目標を達成するための措置 102. 効果的・効率的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを随時行う。 103. 業務情報の共有化や電子化を推進し、事務処理の効率化を図る。 104. 大学固有の業務としての専門性が求められる分野を中心に、法人固有の職員を計画的に採用する。 105. 学内外の研修への積極的な参加を通じてSD活動を推進する。</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 山梨県が一定のルールに基づき交付する運営費交付金や授業料等学生納付金のほか、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保・拡充を目指し、検討体制の整備と組織的な活動に取り組み、自己収入の増加に努める。 授業料等学生納付金については、公立大学の役割や受益者負担等の観点から、社会情勢等を勘案し、適宜見直しを行う。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 106. 科学研究費補助金、委託研究、奨学寄付金等外部資金に関する情報の収集・整備に努めるとともに、定期的な研修会の開催などにより学内への周知及び申請などに係る研究支援体制を充実する。 107. 外部研究資金の獲得に向けてインセンティブを付与する仕組みを設けるなど、積極的な応募を奨励する。 108. 科学研究費補助金については、教員の申請率を百パーセントにし、最終年度までに採択件数2倍を目指す。（※参考 21年度は22件） 109. 授業料等学生納付金は、法人収支の状況、他大学の動向及び社会情勢等を勘</p>

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
<p>2 経費の抑制に関する目標 予算の弾力的、効率的な執行、管理的業務の簡素化、合理化などを進めるとともに、教育研究水準の維持向上に配慮しながら、組織運営の効率化等を進め、経費の抑制を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 全学的かつ経営的視点から、施設・設備等の効率的活用を進めるとともに、金融資産については、安全確実な運用を行う。</p>	<p>案し、定期的な見直しを行い、適切な料金設定を行う。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>110. 予算執行の弾力化、効率化を図り、年度中途における緊急課題への対応など、全学的な視点から予算執行管理を行う。</p> <p>111. 省エネ診断や環境マネジメントの実施、情報のネットワーク化や文書の電子化の推進等により日常経費の節減を図る。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>112. 大学の諸施設の開放に関するルールを定め、地域等に有効に活用されるよう、教育研究等大学運営に支障のない範囲内で一般への開放を積極的に進めるとともに、大学施設の利用に関して適切な利用料金を設定し、一部有料化する。</p> <p>113. 授業料収入、運営費交付金、基金等の金融資産について、厳格な管理ルールを策定し、適正な管理・運用を行う。</p>
<p>第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、認証評価機関による認証評価を受け、その結果を速やかに公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p>	<p>第5 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>114. 自己点検評価委員会が評価基本方針と評価手順を提示し、大学全体として組織的な取り組みを定期的実施する。</p> <p>115. 自己点検評価報告書、認証評価等の結果については、ホームページ等を活用して速やかに公開する。</p>
<p>第6 その他業務運営に関する目標</p> <p>1 情報公開等の推進に関する目標 公立大学としての社会への説明責任を果たし、広く県民の理解を得るため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関して積極的かつ迅速な情報提供を行う。</p> <p>2 施設・設備の整備・活用等に関する目標 良好な教育研究環境を保つため、施設・設備の適切な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>116. 大学情報の積極的な公開・提供ができる体制を強化する。</p> <p>117. メディア等を活用して、県民等広く社会に大学の存在や役割を周知する。</p> <p>2 施設・設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>118. 施設設備を調査・点検し、機能や安全性が確保された教育環境の維持・向上に努める。</p> <p>119. 学内の施設の利用状況を踏まえ、大学の施設を積極的に地域社会に開放する。</p>

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）																						
<p>3 安全管理等に関する目標 学内の安全と衛生の確保及び災害発生時など緊急時のリスク管理のための体制を整備するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。</p> <p>4 社会的責任に関する目標 法令遵守の徹底と人権尊重や男女共同参画の推進、環境への配慮など、公立大学法人としての社会的責任を果たす体制を整備する。</p>	<p>3 安全管理等に関する目標を達成するための措置</p> <p>120. 労働安全衛生本部を設置し、労働安全衛生法等関係法令を遵守するために必要な措置をとる。</p> <p>121. 学生や教職員の心身の健康管理のために、保健センターを設置し、①健康診断の充実、②相談体制の充実を行い、心理相談員を配置する。</p> <p>122. 災害時・緊急時の危機管理マニュアルを策定し、地域と連携した危機管理体制を構築し、学生及び教職員が一体となった取り組みを行う。</p> <p>123. 大学で取り扱う学生・教職員の個人情報について、個人情報保護法を踏まえてセキュリティポリシーを確立し、情報セキュリティ体制を整備する。</p> <p>4 社会的責任に関する目標を達成するための措置</p> <p>124. 大学運営の透明化を推進するとともに、公正な職務執行を確保するため、法令等を遵守し、社会に信頼される大学運営を確立する。</p> <p>125. 外部委員を含む人権委員会を設置し、学生・教職員の人権の保護を図る。</p> <p>126. 男女共同参画の意識啓発を図るとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定を行う。</p> <p>127. 環境ポリシーを策定し、学生及び教職員が一体となった環境マネジメント活動を進める。</p>																						
	<p>第7 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算</p> <p style="text-align: right;">平成22年度～平成27年度 予算 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1223 1091 2069 1447"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金</td> <td style="text-align: right;">5, 570</td> </tr> <tr> <td> 自己収入</td> <td style="text-align: right;">4, 299</td> </tr> <tr> <td> 授業料等収入</td> <td style="text-align: right;">4, 280</td> </tr> <tr> <td> その他収入</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td> 施設整備費補助金</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 受託研究費等収入</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td> 計</td> <td style="text-align: right;">9, 895</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 業務費</td> <td style="text-align: right;">8, 957</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	収入		運営費交付金	5, 570	自己収入	4, 299	授業料等収入	4, 280	その他収入	19	施設整備費補助金	0	受託研究費等収入	26	計	9, 895	支出		業務費	8, 957
区 分	金 額																						
収入																							
運営費交付金	5, 570																						
自己収入	4, 299																						
授業料等収入	4, 280																						
その他収入	19																						
施設整備費補助金	0																						
受託研究費等収入	26																						
計	9, 895																						
支出																							
業務費	8, 957																						

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）	
	教育研究経費 人件費 一般管理費 施設整備費 受託研究等経費 計	1, 8 8 9 7, 0 6 8 9 1 2 0 2 6 9, 8 9 5
	<p>[人件費の見積り] 中期目標期間中総額7,068百万円を支出する。(退職手当を除く。)</p> <p>注1) 人件費の見積りについては、平成22年度の人件費見積額を踏まえ試算しており、定期昇給、特別昇給及びベースアップは含まない。</p> <p>注2) 退職手当については、公立大学法人山梨県立大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において算定される。</p> <p>[運営費交付金の算定方法]</p> <p>○標準運営費交付金 平成22年度 ・支出見込額－収入見込額 ※法人化初年度は、法人化後に新たに発生する経費を含め必要な費用を積み上げ、そこから授業料等自己収入を差し引いた額を交付</p> <p>平成23年度以降 ・支出見込額（＝前年度支出見込額－前年度支出見込額（大学設置基準に基づく専任教員数に必要な人件費を除く）×1%） －収入見込額（＝前年同額） ※2年目以降の支出見込額は、前年度の支出見込額から効率化による経費削減分（効率化係数△1%）を差し引き算出する。</p> <p>○特定運営費交付金 退職手当等、年度の事情により経費が変動する事業に要する経費（毎年度精査）</p> <p>注) 運営費交付金は、上記の算定方法に基づき一定の仮定の下に試算したものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。</p>	

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）																																																				
	<p>2 収支計画</p> <p style="text-align: right;">平成22年度～平成27年度 収支計画 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用の部</td> <td style="text-align: right;">10,040</td> </tr> <tr> <td> 経常経費</td> <td style="text-align: right;">9,949</td> </tr> <tr> <td> 業務費</td> <td style="text-align: right;">8,919</td> </tr> <tr> <td> 教育研究経費</td> <td style="text-align: right;">1,825</td> </tr> <tr> <td> 受託研究費等</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td style="text-align: right;">7,068</td> </tr> <tr> <td> 一般管理費</td> <td style="text-align: right;">912</td> </tr> <tr> <td> 財務費用</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 雑損</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 減価償却費</td> <td style="text-align: right;">118</td> </tr> <tr> <td> 臨時損失</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> <tr> <td>収入の部</td> <td style="text-align: right;">10,040</td> </tr> <tr> <td> 経常収益</td> <td style="text-align: right;">9,949</td> </tr> <tr> <td> 運営費交付金収益</td> <td style="text-align: right;">5,506</td> </tr> <tr> <td> 授業料等収益</td> <td style="text-align: right;">4,280</td> </tr> <tr> <td> 受託研究等収益（寄附金を含む）</td> <td style="text-align: right;">26</td> </tr> <tr> <td> 財務収益</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 雑益</td> <td style="text-align: right;">19</td> </tr> <tr> <td> 資産見返負債戻入</td> <td style="text-align: right;">118</td> </tr> <tr> <td> 資産見返運営費交付金等戻入</td> <td style="text-align: right;">6</td> </tr> <tr> <td> 資産見返物品受贈額戻入</td> <td style="text-align: right;">112</td> </tr> <tr> <td> 補助金収益</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td> 臨時利益</td> <td style="text-align: right;">91</td> </tr> <tr> <td>純利益</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>総利益</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	費用の部	10,040	経常経費	9,949	業務費	8,919	教育研究経費	1,825	受託研究費等	26	人件費	7,068	一般管理費	912	財務費用	0	雑損	0	減価償却費	118	臨時損失	91	収入の部	10,040	経常収益	9,949	運営費交付金収益	5,506	授業料等収益	4,280	受託研究等収益（寄附金を含む）	26	財務収益	0	雑益	19	資産見返負債戻入	118	資産見返運営費交付金等戻入	6	資産見返物品受贈額戻入	112	補助金収益	0	臨時利益	91	純利益	0	総利益	0
区 分	金 額																																																				
費用の部	10,040																																																				
経常経費	9,949																																																				
業務費	8,919																																																				
教育研究経費	1,825																																																				
受託研究費等	26																																																				
人件費	7,068																																																				
一般管理費	912																																																				
財務費用	0																																																				
雑損	0																																																				
減価償却費	118																																																				
臨時損失	91																																																				
収入の部	10,040																																																				
経常収益	9,949																																																				
運営費交付金収益	5,506																																																				
授業料等収益	4,280																																																				
受託研究等収益（寄附金を含む）	26																																																				
財務収益	0																																																				
雑益	19																																																				
資産見返負債戻入	118																																																				
資産見返運営費交付金等戻入	6																																																				
資産見返物品受贈額戻入	112																																																				
補助金収益	0																																																				
臨時利益	91																																																				
純利益	0																																																				
総利益	0																																																				

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）																														
	<p data-bbox="1160 312 1303 336">3 資金計画</p> <p data-bbox="1391 344 1839 368">平成22年度～平成27年度 資金計画</p> <p data-bbox="1816 376 1989 400">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1225 408 2069 963"> <thead> <tr> <th data-bbox="1225 408 1671 440">区 分</th> <th data-bbox="1671 408 2069 440">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1225 440 1671 472">資金支出</td> <td data-bbox="1671 440 2069 472">9, 895</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 472 1671 504"> 業務活動による支出</td> <td data-bbox="1671 472 2069 504">9, 504</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 504 1671 536"> 投資活動による支出</td> <td data-bbox="1671 504 2069 536">64</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 536 1671 568"> 財務活動による支出</td> <td data-bbox="1671 536 2069 568">327</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 568 1671 600"> 次期中期目標期間への繰越金</td> <td data-bbox="1671 568 2069 600">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 663 1671 695">資金収入</td> <td data-bbox="1671 663 2069 695">9, 895</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 695 1671 727"> 業務活動による収入</td> <td data-bbox="1671 695 2069 727">9, 895</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 727 1671 759"> 運営費交付金収入</td> <td data-bbox="1671 727 2069 759">5, 570</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 759 1671 791"> 授業料等収入</td> <td data-bbox="1671 759 2069 791">4, 280</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 791 1671 823"> 受託研究費等収入</td> <td data-bbox="1671 791 2069 823">26</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 823 1671 855"> その他収入</td> <td data-bbox="1671 823 2069 855">19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 855 1671 887"> 投資活動による収入</td> <td data-bbox="1671 855 2069 887">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 887 1671 919"> 財務活動による収入</td> <td data-bbox="1671 887 2069 919">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1225 919 1671 951"> 前期中期目標期間からの繰越金</td> <td data-bbox="1671 919 2069 951">0</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	資金支出	9, 895	業務活動による支出	9, 504	投資活動による支出	64	財務活動による支出	327	次期中期目標期間への繰越金	0	資金収入	9, 895	業務活動による収入	9, 895	運営費交付金収入	5, 570	授業料等収入	4, 280	受託研究費等収入	26	その他収入	19	投資活動による収入	0	財務活動による収入	0	前期中期目標期間からの繰越金	0
区 分	金 額																														
資金支出	9, 895																														
業務活動による支出	9, 504																														
投資活動による支出	64																														
財務活動による支出	327																														
次期中期目標期間への繰越金	0																														
資金収入	9, 895																														
業務活動による収入	9, 895																														
運営費交付金収入	5, 570																														
授業料等収入	4, 280																														
受託研究費等収入	26																														
その他収入	19																														
投資活動による収入	0																														
財務活動による収入	0																														
前期中期目標期間からの繰越金	0																														
	<p data-bbox="1128 1062 1429 1086">第8 短期借入金の限度額</p> <p data-bbox="1160 1126 1429 1150">1 短期借入金の限度額</p> <p data-bbox="1205 1158 1281 1182">2億円</p> <p data-bbox="1160 1222 1379 1246">2 想定される理由</p> <p data-bbox="1178 1254 2074 1318">運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることを想定する。</p>																														

公立大学法人山梨県立大学中期目標（案）	公立大学法人山梨県立大学中期計画（素案）
	<p>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p> <p>なし</p>
	<p>第10 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てる。</p>
	<p>第11 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、山梨県と協議して決定する。</p> <p>2 人事に関する計画 第3の3「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり</p> <p>3 地方独立行政法人法40条第4項の規定により業務の財源に充てることのできる積立金の処分に関する計画 なし</p> <p>4 その他法人の業務運営に関し必要な事項 なし</p>

公立大学法人山梨県立大学業務方法書について

1 業務方法書に関する規定

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

（業務方法書）

第22条 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(2) 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

（平成22年山梨県規則第1号）

（業務方法書の記載事項）

第2条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の定款に規定する業務に関する事項
- (2) 業務委託の基準
- (3) 競争入札その他契約に関する基本的事項
- (4) その他法人の業務の執行に関し必要な事項

※公立大学法人山梨県立大学定款

（業務の範囲）

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 公立大学法人山梨県立大学業務方法書（案）

別紙のとおり

(別紙)

公立大学法人山梨県立大学業務方法書（案）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 業務の方法（第3条―第8条）
- 第3章 業務の委託（第9条・10条）
- 第4章 契約の方法（第11条）
- 第5章 雑則（第12条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成22年山梨県規則第1号）第2条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により中期目標を達成するために作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第2章 業務の方法

（大学の設置及び運営）

第3条 法人は、山梨県立大学を設置し、これを運営するものとする。

（学生支援）

第4条 法人は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うものとする。

（受託研究等）

第5条 法人は、法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うものとする。

（学習機会の提供）

第6条 法人は、公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供するものとする。

（教育研究の成果の普及及び活用の促進）

第7条 法人は、山梨県立大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進するものとする。

（附帯業務）

第8条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務に附帯する業務を行うことができる。

第3章 業務の委託

(業務の委託)

第9条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第10条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第4章 契約の方法

第11条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争に適しない場合その他の法人の規則で定める場合は、指名競争入札又は随意契約の方法によることができる。

第5章 雑則

第12条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、山梨県知事の認可の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

公立大学法人山梨県立大学役員の報酬及び退職手当の基準について

1 役員報酬等に関する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定

《第56条による読替後の第48条》

- ① 役員に対する報酬及び退職手当は、役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- ② 法人が支給基準を定め、知事に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ③ 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

《第56条による読替後の第49条》

- ① 知事は、支給基準の届出があったときは、評価委員会に通知する。
- ② 評価委員会は、支給基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対し意見を申し出ることができる。

2 役員報酬の支給基準

常勤の役員

(1) 報酬の基準

① 報酬の額

- ・ 報酬については年俸制とする。
- ・ 年俸の額は、当該役員の経歴、業績評価の結果、法人の運営状況、社会情勢等を勘案して、その範囲内で変更して決定できる。
- ・ 県特別職等の特例減額措置に準じて、理事長9%、副理事長及び理事6%を減じる。(平成23年9月30日まで)

区分	年俸額	特例減額後年俸額
理事長	14,200,000円	12,922,000円
副理事長	11,000,000円	10,340,000円
理事	11,000,000円	10,340,000円

※年俸額を12で除した額を毎月支給する。

※特例減額措置については、県特別職が終了したときは、同様に終了する。

②教職員等が常勤の役員となる場合の特例

- ・法人の教職員が引き続いて常勤の役員（理事長を除く。）となる場合は、その者が法人の教職員であった場合に支給を受けることとなる給与の額を基礎として年俸の額を決定する。
- ・山梨県職員が引き続いて法人の常勤の役員（理事長を除く。）となる場合は、その者が山梨県職員であった場合に支給を受けることとなる給与の額を基礎として年俸の額を決定する。

(2) 退職手当の基準

①退職手当の額

- ・退職手当の額は、在職期間1月につき、退職時の年俸の額に100分の9の割合を乗じて得た額を12で除して得た額とする。
- ・退職手当の額は、当該役員の業務実績に応じ、増額し、又は減額することができる。

区分	年俸額 (特例減額前)	退職手当の額	
		在職1月につき	在職1年
理事長	14,200千円	106.5千円	1,278千円
副理事長	11,000千円	82.5千円	990千円
理事	11,000千円	82.5千円	990千円

②常勤の役員となった教職員等が退職した場合の特例

- ・常勤の役員となった教職員が退職した場合の退職手当は、役員としての在職期間を教職員としての在職期間とみなし、教職員として退職したもものとして計算した退職手当に相当する額とする。
- ・常勤の役員となった山梨県職員が退職した場合の退職手当は、その者が山梨県職員に復帰し退職したもものとして計算した退職手当の額に相当する額とする。

非常勤の役員

(1) 報酬の基準

日額報酬とし、その額を次のとおりとする。

区分	日額
理事	30,000円
監事	30,000円

※業務に従事した日数に応じて支給する。

(2) 退職手当の基準

退職手当は支給しない。

3 先行法人等の状況

(1) 先行する公立大学法人の状況

■年俸制を採用している先行法人(理事長＝学長)の理事長の報酬等

(単位:千円)

法人名	年 俸		退職手当		計
	金額	支給方法	1年当たり 手当額	退職手当の積算	
国際教養大学	24,220	毎月1/12の額を支給	なし	なし	24,220
秋田県立大学	21,000	毎月1/17の額を支給 6・12月は2.5/17を加算 3月で精算	なし	なし	21,000
新潟県立大学	20,000	毎月1/12の額を支給	なし	なし	20,000
大阪市立大学	20,000	毎月1/12の額を支給	2,000	1年につき 年俸の1/10の額	22,000
神戸市外国語大学	19,000	毎月1/17の額を支給 6月は2/17、12月は3/17を加算 3月で精算	1,118	1年につき 年俸の1/17の額	20,118
名古屋市立大学	18,060	毎月1/12の額を支給	977	1年につき 年俸の10/185の額	19,037
山口県立大学	16,500	毎月1/17の額を支給 6月は2/17、12月は3/17を加算 3月で精算	971	1年につき 年俸の1/17の額	17,471
九州歯科大学	15,543	毎月1/12の額を支給	1,399	1年につき 年俸の9/100の額	16,942
福岡女子大学	15,543	毎月1/12の額を支給	1,399	1年につき 年俸の9/100の額	16,942
福岡県立大学	15,543	毎月1/12の額を支給	1,399	1年につき 年俸の9/100の額	16,942
山梨県立大学	14,200	毎月1/12の額を支給	1,278	1年につき 年俸の9/100の額 (1月につき年俸の 9/100÷12の額)	15,478

(2) 山梨県の特別職の状況

■ 県特別職の給料等

(単位:円)

役職名	項目	原則	特例減額後	備考
知事	給料月額	1,260,000	1,108,800	▲12%
	期末手当	6,199,200	6,199,200	支給率4.1月
	年収	21,319,200	19,504,800	
	退職手当	退職日における給料月額 × 0.65 × 在職月数	同左	
副知事	給料月額	970,000	882,700	▲9%
	期末手当	4,772,400	4,772,400	支給率4.1月
	年収	16,412,400	15,364,800	
	退職手当	退職日における給料月額 × 0.45 × 在職月数	同左	
公営企業管理者	給料月額	820,000	746,200	▲9%
	期末手当	4,034,400	4,034,400	支給率4.1月
	年収	13,874,400	12,988,800	
	退職手当	退職日における給料月額 × 0.35 × 在職月数	同左	
教育長	給料月額	800,000	728,000	▲9%
	期末手当	3,936,000	3,936,000	支給率4.1月
	年収	13,536,000	12,672,000	
	退職手当	退職日における給料月額 × 0.30 × 在職月数	同左	
常勤監査委員	給料月額	780,000	709,800	▲9%
	期末手当	3,837,600	3,837,600	支給率4.1月
	年収	13,197,600	12,355,200	
	退職手当	退職日における給料月額 × 0.20 × 在職月数	同左	
山梨県立大学 理事長	報酬月額(年俸/12)	1,183,333	1,076,833	▲9%
	期末手当	0	0	
	年収	14,200,000	12,922,000	
	退職手当	退職日における年俸の額 × 0.09 ÷ 12 × 在職月数	同左	

(案)

平成 22 年 3 月 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長 川 村 恒 明

意 見 書

公立大学法人山梨県立大学に係る中期目標(案)について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第25条第3項の規定に基づく山梨県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが
適当である。

以上

(案)

資料 8 - 2

平成 22 年 4 月 1 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長 川 村 恒 明

意 見 書

公立大学法人山梨県立大学に係る業務方法書（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づく山梨県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 22 条第 1 項の規定に基づく業務方法書については、別添のとおり認可することが適当である。

以上

(案)

平成 22 年 4 月 1 日

山梨県知事 横 内 正 明 殿

山梨県公立大学法人評価委員会
委員長 川 村 恒 明

意 見 書

公立大学法人山梨県立大学に係る役員の報酬等の支給基準について、地方独立行政
法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 49 条第 2 項の規定に
基づく山梨県公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第 56 条第 1 項で準用する法第 48 条第 2 項の規定に基づく役員の報酬等の支
給基準については、意見の申し出はない。

以上